

別添2

経歴証明書

工事に係る申請者の実務経験の内容は、下記のとおりであることを証明します。

年 月 日

証明者：事業者名 会社印
所在地
役職名
氏名 役職印・代表印
事業者ID：

Table with 4 columns: フリガナ, 氏名, 職種 (技能者の呼称), 技能者 ID. Includes a '技能者' label on the right side.

Table for '経験年数' (Experience Years) with columns for employment period (year, month) and total years/months.

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

Table for '経験年数 (職長)' (Experience Years (Supervisor)) with columns for employment period and total years/months.

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

Table for '経験年数 (班長)' (Experience Years (Foreman)) with columns for employment period and total years/months.

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。

※就業期間は、建設技能者として就業開始した日の属する月から離職した日の属する月までの月数で計算。

(計算例)

就業期間：平成20年4月10日～平成30年5月25日 → 平成20年4月～平成30年5月 → 10年2ヶ月

※経歴証明は令和11年3月31日までに能力評価の申請を行う場合に限り提出することができ、経歴証明書に記載可能な期間は令和6年3月31日までとなります。(令和6年4月1日以降は、C U S に蓄積された就業期間が能力評価対象となり、経歴証明書において令和6年4月1日以降を含む就業期間を記載した場合は令和6年3月31日までの期間が能力評価対象となります。)

転職や離職などによって建設業で就労していない期間がある場合は、就労していた期間ごとに、古い順に入力すること。

なお、最も古い就労期間の起算点は、建設業に関する資格、研修、表彰等を初めて取得した時期を入力すること。

誓約欄

この証明事項に事実と相違がある場合には、レベル判定を取り消されても異存のないことを誓約いたします。

氏名

印